

29世介保第224号
平成29年5月25日

地域密着型通所介護事業所
(介護予防)認知症対応型通所介護事業所 各位

世田谷区高齢福祉部介護保険課長
(公印省略)

**地域密着型通所介護事業所及び(介護予防)認知症対応型通所介護事業所における
生活相談員の資格要件について**

日頃より、介護保険事業にご協力をいただきありがとうございます。
地域密着型通所介護事業所及び(介護予防)認知症対応型通所介護事業所の生活相談員については、法令・通知等により資格要件が定められているところです。
生活相談員の資格要件は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されております。また、区では、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容については、これまで、「地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護事業所における生活相談員の資格要件について」(平成28年3月17日付27世介保第1301号)により取り扱ってきたところです。

この度、別紙のとおり「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容の範囲を拡大するとともに、実務経験日数に算入できる業務内容を明確にしましたので、通知します。

今後とも資格を有する職員の適切な配置について、よろしくお願ひいたします。

別紙

生活相談員の資格要件のうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容等

内 容	証明書類等
1 介護支援専門員 【要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者】	介護支援専門員証の写し
2 特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画の作成に関し、1年以上（勤務日数180日以上）の実務経験を有する者 【介護の提供に係る計画の作成に関し経験のある者】	勤務先で発行する在職証明書（職務内容、在職期間が確認できるもの）
3 老人福祉施設の施設長経験者 【介護の提供に係る計画の作成や処遇等に、専門的な知識経験を有する者】	勤務先で発行する在職証明書（役職、職務内容、在職期間が確認できるもの）
4 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く。）の特定施設、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに係る実務経験は除く。）、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに係る実務経験は除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護の地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設において、当該事業所又は施設における介護に関する実務経験が通算で1年以上（勤務日数180日以上）あり、介護福祉士の資格を有する者 【介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者】	勤務先で発行する在職証明書（事業種別、職務内容、在職期間が確認できるもの）及び介護福祉士登録証の写し ※「介護に関する実務経験」とは、各事業所や施設において、人員基準に定められ、利用者の処遇に直接関わる職種として勤務した経験を指します。 したがって、利用者の処遇に直接関わらない管理者業務、送迎業務、調理業務、清掃業務等については、当該実務経験日数には算入できません。